

令和 4 年

12 月加賀市議会定例会議案

令和4年12月加賀市議会定例会議案

目次

議案等番号	件名	頁
報告第14号	専決処分の報告について……………1 (令和4年度加賀市一般会計補正予算)	
議案第84号	令和4年度加賀市一般会計補正予算……………	別冊
議案第85号	令和4年度加賀市国民健康保険特別会計補正予算……………	別冊
議案第86号	令和4年度加賀市介護保険特別会計補正予算……………	別冊
議案第87号	令和4年度加賀山中温泉財産区特別会計補正予算……………	別冊
議案第88号	令和4年度加賀市病院事業会計補正予算……………	別冊
議案第89号	令和4年度加賀市水道事業会計補正予算……………	別冊
議案第90号	令和4年度加賀市下水道事業会計補正予算……………	別冊
議案第91号	加賀市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について……………	10
議案第92号	加賀市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について……………	12
議案第93号	加賀市常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について……………	14
議案第94号	加賀市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について……………	16
議案第95号	加賀市駅前広場条例の一部改正について……………	22
議案第96号	加賀温泉駅駐車場条例について……………	24

報 告 第 1 4 号

専決処分の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、次の事件を別紙のとおり専決処分したから、同条第3項の規定によって報告し、その承認を求める。

令和4年11月28日提出

加賀市長 宮 元 陸

令和4年度加賀市一般会計補正予算

専 決 第 4 号

令和4年度加賀市一般会計補正予算(第4号)

令和4年度の加賀市一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 387,400 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 36,920,700 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年9月30日専決

加賀市長 宮 元 陸

第1表 歳入歳出予算補正

1歳入

(単位：千円) ーは減を示す

款	項	補正前の額	補正額	計
15. 国庫支出金		6,442,464	387,400	6,829,864
	2. 国庫補助金	2,744,639	387,400	3,132,039
歳入合計		36,533,300	387,400	36,920,700

2歳出

(単位：千円) ーは減を示す

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 民生費		12,210,763	387,400	12,598,163
	1. 社会福祉費	5,929,118	387,400	6,316,518
歳出合計		36,533,300	387,400	36,920,700

予 算 説 明 書

一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位：千円) ーは減を示す

款	補正前の額	補正額	計
15. 国庫支出金	6,442,464	387,400	6,829,864
歳入合計	36,533,300	387,400	36,920,700

(歳出)

(単位：千円) ーは減を示す

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
3. 民生費	12,210,763	387,400	12,598,163	387,400			
歳出合計	36,533,300	387,400	36,920,700	387,400			0

2 歳 入

第 15 款 国庫支出金

第 2 項 国庫補助金

(単位：千円) -は減を示す

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金額	
計	2,744,639	387,400	3,132,039			
2 民生費国庫補助金	437,436	387,400	824,836	7 臨時特別給付金給付費補 助金	387,400	臨時特別給付金給付事業費補助金 380,000 臨時特別給付金給付事務費補助金 7,400

3 歳 出

第 3 款 民生費

第 1 項 社会福祉費

(単位：千円) -は減を示す

目	補正前の額	補正額	計	節		細目名	金額	補正額の財源内訳			説 明	
				区分	金額			特定財源				一般財源
								国県支出金	地方債	その他		
計	5,929,118	387,400	6,316,518				387,400	387,400				
1 社会福祉総 務費	419,070	387,400	806,470	1 報酬	792			387,400				
				3 職員手当等	669	7 臨時特別給付 金給付事業費	387,400	387,400				臨時特別給付金給付事業費 387,400 (電力・ガス・食料品等価格高騰 緊急支援給付金給付事業費)
				4 共済費	177							
				8 旅費	72							
				10 需用費	764							
				11 役務費	2,556							
				12 委託料	2,000							
				13 使用料及び 賃借料	370							
				18 負担金、補 助及び交付 金	380,000							

給 与 費 明 細 書

一般職

総括

(単位:千円)

-は減を示す

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	(385) 613	509,520	2,185,750	1,509,617	4,204,887	833,076	5,037,963	
補正前	(384) 613	508,728	2,185,750	1,508,948	4,203,426	832,899	5,036,325	
比 較	(1) 0	792	0	669	1,461	177	1,638	

()内は、会計年度任用職員以外の職員にあっては、短時間勤務職員数を外書きし、また、会計年度任用職員にあっては、会計年度任用の職を占める職員にあって、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員数を外書きしたものの。

(単位:千円)

-は減を示す

職員手当の内訳	区 分	扶養手当	住居手当	管理職手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	通勤手当	宿日直手当
	補正後	57,720	25,406	46,896	6,604	273,717	34,284	1,074
	補正前	57,720	25,406	46,896	6,604	273,207	34,284	1,074
	比 較	0	0	0	0	510	0	0
	区 分	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	退職手当	地域手当	児童手当	単身赴任手当
	補正後	536,831	342,681		145,355	3,814	35,235	0
	補正前	536,672	342,681		145,355	3,814	35,235	0
	比 較	159	0		0	0	0	0

(1) 会計年度任用職員以外の職員

(単位:千円) -は減を示す

区 分	職員数 (人)	給 与 費			共済費	合 計	備 考
		給 料	職員手当	計			
補正後	(0) 579	2,107,203	1,394,429	3,501,632	706,688	4,208,320	
補正前	(0) 579	2,107,203	1,393,929	3,501,132	706,688	4,207,820	
比 較	(0) 0	0	500	500	0	500	

()内は、短時間勤務職員数を外書きしたものの。

10

(単位:千円) -は減を示す

職員手当の内訳	区 分	扶養手当	住居手当	管理職手当	特殊勤務手当	時間外勤務 手当	通勤手当	宿日直手当
	補正後	57,720	25,406	46,896	6,604	270,510	32,672	1,074
	補正前	57,720	25,406	46,896	6,604	270,010	32,672	1,074
	比 較	0	0	0	0	500	0	0
	区 分	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	退職手当	地域手当	児童手当	単身赴任手当
	補正後	426,462	342,681		145,355	3,814	35,235	0
	補正前	426,462	342,681		145,355	3,814	35,235	0
	比 較	0	0		0	0	0	0

(2) 会計年度任用職員

(単位:千円)

-は減を示す

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	(385) 34	509,520	78,547	115,188	703,255	126,388	829,643	
補正前	(384) 34	508,728	78,547	115,019	702,294	126,211	828,505	
比 較	(1) 0	792	0	169	961	177	1,138	

()内は、会計年度任用の職を占める職員であって、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員数を外書きしたものの。

(単位:千円)

-は減を示す

職員手当の内訳	区 分	扶養手当	住居手当	管理職手当	特殊勤務手当	時間外勤務 手当	通勤手当	宿日直手当
	補正後					3,207	1,612	
	補正前					3,197	1,612	
	比 較					10	0	
	区 分	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	退職手当	地域手当	児童手当	単身赴任手当
	補正後	110,369						
	補正前	110,210						
	比 較	159						

議案第91号

加賀市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について

加賀市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年11月28日提出

加賀市長 宮 元 陸

加賀市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

第1条 加賀市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成17年加賀市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	376,000
2	422,000
3	472,000
4	533,000
5	608,000
6	710,000
7	830,000

第6条第2項中「100分の162.5」を「、6月に支給する場合には100分の162.5、12月に支給する場合には100分の167.5」に改める。

第2条 加賀市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「、6月に支給する場合には100分の162.5、12月に支給する場合には100分の167.5」を「100分の165」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の加賀市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(次項において「改正後の任期付職員条例」という。)の規定は、令和4年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の加賀市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

議案第92号

加賀市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

加賀市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年11月28日提出

加賀市長 宮 元 陸

加賀市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する
条例

第1条 加賀市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(平成20年加賀市条例第39号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項ただし書中「100分の162.5」を「、6月に支給する場合には100分の162.5、12月に支給する場合には100分の167.5」に改める。

第2条 加賀市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第1項ただし書中「、6月に支給する場合には100分の162.5、12月に支給する場合には100分の167.5」を「100分の165」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の加賀市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(次項において「改正後の議員報酬等条例」という。)の規定は、令和4年4月1日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 改正後の議員報酬等条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の加賀市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の議員報酬等条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第93号

加賀市常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について

加賀市常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年11月28日提出

加賀市長 宮 元 陸

加賀市常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 加賀市常勤の特別職の職員の給与に関する条例(平成17年加賀市条例第39号)の一部を次のように改正する。

第4条ただし書中「100分の162.5」を「、6月に支給する場合には100分の162.5、12月に支給する場合には100分の167.5」に改める。

第2条 加賀市常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条ただし書中「、6月に支給する場合には100分の162.5、12月に支給する場合には100分の167.5」を「100分の165」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日

から施行する。

- 2 第1条の規定による改正後の加賀市常勤の特別職の職員の給与に関する条例(次項において「改正後の特別職給与条例」という。)の規定は、令和4年4月1日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 改正後の特別職給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の加賀市常勤の特別職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の特別職給与条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第94号

加賀市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

加賀市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年11月28日提出

加賀市長 宮 元 陸

加賀市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 加賀市一般職の職員の給与に関する条例(平成17年加賀市条例第40号)の一部を次のように改正する。

第20条第2項第1号中「加算した額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の115)」の次に「、12月に支給する場合には100分の105(特定管理職員にあっては、100分の125)」を加え、同項第2号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の55)」の次に「、12月に支給する場合には100分の50(特定管理職員にあっては、100分の60)」を加える。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第3条関係)

行政職給料表

(単位：円)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額							
再任用職員以外の職員	1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200	362,900	408,100
	2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400	365,500	410,500
	3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700	367,900	413,000
	4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900	370,500	415,400
	5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100	372,400	417,300
	6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100	374,900	419,600
	7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300	377,200	421,700
	8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500	379,700	423,900
	9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400	382,100	425,900
	10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600	384,800	428,000
	11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400	430,100
	12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100	432,200
	13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500	433,900
	14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600	394,800	435,700
	15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600	397,000	437,700
	16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700
	17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600
	18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400
	19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200
	20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900
	21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700
	22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200
	23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600
	24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100
	25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500
	26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800
	27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100
	28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300
	29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300
	30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000
	31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800
	32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500
	33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200
	34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000

35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700
36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300
37	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800
38	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400
39	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000
40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600
41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100
42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600
43	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000
44	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300
45	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600
46	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000	
47	216,900	263,400	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400	
48	218,200	264,500	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100	
49	219,200	265,600	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600	
50	220,300	266,600	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000	
51	221,300	267,800	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400	
52	222,300	268,900	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800	
53	223,300	269,900	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200	
54	224,200	270,900	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600	
55	225,100	272,000	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000	
56	226,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300	
57	226,300	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600	
58	227,100	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000	
59	227,800	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300	
60	228,500	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600	
61	229,200	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900	
62	230,000	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100		
63	230,700	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400		
64	231,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700		
65	231,900	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000		
66	232,500	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300		
67	233,100	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600		
68	233,800	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900		
69	234,500	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100		
70	235,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400		
71	235,600	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700		
72	236,300	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000		
73	237,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200		

74	237,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500		
75	238,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800		
76	238,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000		
77	239,300	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200		
78	240,000	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500		
79	240,700	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800		
80	241,200	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000		
81	241,700	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200		
82	242,300	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500		
83	242,900	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800		
84	243,400	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000		
85	243,900	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200		
86	244,500	292,400	339,500	378,200	391,300			
87	245,100	292,700	340,000	378,600	391,600			
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800			
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000			
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300			
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600			
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800			
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000			
94		294,900	342,600					
95		295,200	343,100					
96		295,600	343,500					
97		295,800	343,700					
98		296,100	344,100					
99		296,500	344,500					
100		296,900	344,800					
101		297,100	345,100					
102		297,400	345,500					
103		297,800	345,900					
104		298,100	346,300					
105		298,300	346,800					
106		298,600	347,200					
107		299,000	347,600					
108		299,300	348,000					
109		299,500	348,500					
110		299,900	348,900					
111		300,300	349,200					
112		300,600	349,500					

	113		300,800	350,000					
	114		301,000						
	115		301,300						
	116		301,700						
	117		301,900						
	118		302,100						
	119		302,400						
	120		302,700						
	121		303,100						
	122		303,300						
	123		303,600						
	124		303,900						
	125		304,200						
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第25条及び第25条の2に規定する職員を除く。

第2条 加賀市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第20条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の95」を「100分の100」に、「100分の115）、12月に支給する場合には100分の105(特定管理職員にあっては、100分の125)」を「100分の120」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の45」を「100分の47.5」に、「100分の55）、12月に支給する場合には100分の50(特定管理職員にあっては、100分の60)」を「100分の57.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の加賀市一般職の職員の給与に関する条例(次項において「改正後の給与条例」という。)の規定は、令和4年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の加賀市一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

議案第95号

加賀市駅前広場条例の一部改正について

加賀市駅前広場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年11月28日提出

加賀市長 宮 元 陸

加賀市駅前広場条例の一部を改正する条例

加賀市駅前広場条例(平成17年加賀市条例第191号)の一部を次のように改正する。

第3条第4号中「指定された場所以外」を「あらかじめ市長が認める範囲外」に改め、同条第5号中「指定された場所」を「あらかじめ市長が認める範囲内」に、「駐車し、又は指定された場所以外に車を駐車し、若しくは停車すること」を「駐車すること(規則で定める場合を除く。)」に改める。

第4条第1項中「自動車運送事業その他」を削る。

第6条ただし書を削る。

別表第2を次のように改める。

別表第2(第6条関係)

使用料

区分		単位及び金額
駅前広場	占用使用	加賀市道路占用料条例(平成17年加賀市条例第182号)の規定を準用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表第2の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の使用の許可に係る使用料について適用し、施行日前の使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第96号

加賀温泉駅駐車場条例について

加賀温泉駅駐車場条例を次のように定める。

令和4年11月28日提出

加賀市長 宮 元 陸

加賀温泉駅駐車場条例

(設置)

第1条 加賀温泉駅周辺における交通の円滑化及び加賀温泉駅利用者の利便性の向上を図るため、駐車場を設置する。

(名称及び位置)

第2条 駐車場の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

(使用時間)

第3条 前条に規定する駐車場(以下「駐車場」という。)の使用時間は、終日とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要と認めるときは、これを変更することができる。

(自動車の種類)

第4条 駐車場を使用することができる自動車は、道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)別表第1に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車とし、長さ5.0メートル以内かつ幅2.0メートル以内のものとする。

(使用の制限)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、駐車場の使用を拒み、又は退去を命ずることができる。

- (1) 駐車場の設備を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (2) 発火、引火又は爆発のおそれのある物品を積載しているとき。
- (3) 著しく悪臭を発する物品を積載しているとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、駐車場の管理に支障を来すおそれがあると認められるとき。

(使用の休止)

第6条 市長は、駐車場の整備、イベントの開催その他管理上必要があると認めるときは、駐車場の全部又は一部の使用を休止させることができる。

(行為の禁止)

第7条 駐車場内においては、何人も次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 飲食物その他の物品を販売し、若しくは陳列し、又は広告類を掲示し、若しくは配布すること。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りではない。
- (2) ごみその他の汚物を捨てること。
- (3) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害する行為
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が管理上不適當と認める行為

(使用料)

第8条 駐車場を使用する者は、別表第2に定める使用料を納入しなければならない。

- 2 前項に規定する使用料の納入は、駐車場から出場するとき(月ぎめ(箇所を指定して月単位で使用させることをいう。以下同じ。))の場合は、市長が別に指定する日まで)にしなければならない。

(使用料の減免)

第9条 市長は、特に必要と認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第10条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(損害賠償の義務)

第11条 駐車場を使用する者(同乗者を含む。以下「使用者等」という。)は、その責めに帰すべき事由により、駐車場の設備、器具等を損傷し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。

2 使用者等が第三者に損害を及ぼしたときは、当該使用者等は、その責めを負わなければならない。

3 市長は、駐車場を使用中の自動車について、天災、盗難、自動車相互の接触その他の市の責めによらない事由により生じた損害について賠償の責めを負わない。

(過料)

第12条 詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1(第2条関係)

名称及び位置

名称	位置
加賀温泉駅温泉中央口第1駐車場	加賀市作見町リ10番地

加賀温泉駅日本海口第1駐車場	加賀市小菅波町ト133番地7
----------------	----------------

別表第2(第8条関係)

使用料

区分	単位及び金額
加賀温泉駅温泉中央口第1駐車場	入場1回につき、初めの30分までは無料とし、30分を超え以後1時間までごとに100円とし、24時間当たりの上限額を1,000円とする。ただし、駐車時間が24時間に満たない場合であっても駐車料金が1,000円を超えるときは1,000円とする。24時間を超える駐車時間については、24時間ごとに当該駐車時間(1時間までごと)に100円を乗じた額(1,000円を超えるときは1,000円とする。)を加算した額とする。
加賀温泉駅日本海口第1駐車場	月ぎめとし、月額4,000円とする。

【参考資料】

条例案件新旧対照表

令和 4 年

12 月加賀市議会定例会

令和4年12月加賀市議会定例会
条例案件新旧対照表

— 目 次 —

件 名	頁
(議案第91号) 加賀市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について.....	1
(議案第92号) 加賀市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について.....	3
(議案第93号) 加賀市常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について.....	5
(議案第94号) 加賀市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について.....	7
(議案第95号) 加賀市駅前広場条例の一部改正について.....	15

[第1条関係]加賀市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成17年加賀市条例第23号)新旧対照表

現行	改正後(案)	備考																																				
<p>※第1条から第4条まで 略 (給与に関する特例) 第5条 特定任期付職員には、次の給料表を適用する。</p>	<p>※第1条から第4条まで 略 (給与に関する特例) 第5条 特定任期付職員には、次の給料表を適用する。</p>																																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="107 400 367 443">号給</th> <th data-bbox="367 400 949 443">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td style="text-align: right;">375,000</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td style="text-align: right;">422,000</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td style="text-align: right;">472,000</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td style="text-align: right;">533,000</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td style="text-align: right;">608,000</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td style="text-align: right;">710,000</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td style="text-align: right;">830,000</td> </tr> </tbody> </table>	号給	給料月額		円	1	375,000	2	422,000	3	472,000	4	533,000	5	608,000	6	710,000	7	830,000	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="972 400 1232 443">号給</th> <th data-bbox="1232 400 1814 443">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td style="text-align: right;">376,000</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td style="text-align: right;">422,000</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td style="text-align: right;">472,000</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td style="text-align: right;">533,000</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td style="text-align: right;">608,000</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td style="text-align: right;">710,000</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td style="text-align: right;">830,000</td> </tr> </tbody> </table>	号給	給料月額		円	1	376,000	2	422,000	3	472,000	4	533,000	5	608,000	6	710,000	7	830,000	
号給	給料月額																																					
	円																																					
1	375,000																																					
2	422,000																																					
3	472,000																																					
4	533,000																																					
5	608,000																																					
6	710,000																																					
7	830,000																																					
号給	給料月額																																					
	円																																					
1	376,000																																					
2	422,000																																					
3	472,000																																					
4	533,000																																					
5	608,000																																					
6	710,000																																					
7	830,000																																					
<p>※2から4まで 略 (給与条例の適用除外等) 第6条 ※本文 略 2 給与条例第18条の2第1項及び第19条第2項の規定の適用については、第18条の2第1項中「市長の定める職を占める職員」とあるのは「市長の定める職を占める職員及び特定任期付職員」と、第19条第2項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」とする。</p> <p>※以下 略</p>	<p>※2から4まで 略 (給与条例の適用除外等) 第6条 ※本文 略 2 給与条例第18条の2第1項及び第19条第2項の規定の適用については、第18条の2第1項中「市長の定める職を占める職員」とあるのは「市長の定める職を占める職員及び特定任期付職員」と、第19条第2項中「100分の120」とあるのは「<u>、6月に支給する場合には100分の162.5、12月に支給する場合には100分の167.5</u>」とする。</p> <p>※以下 略</p>																																					

[第2条関係]加賀市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成17年加賀市条例第23号)新旧対照表

現行	改正後(案)	備考
<p>※第1条から第5条まで 略 (給与条例の適用除外等)</p> <p>第6条 ※本文 略</p> <p>2 給与条例第18条の2第1項及び第19条第2項の規定の適用については、第18条の2第1項中「市長の定める職を占める職員」とあるのは「市長の定める職を占める職員及び特定任期付職員」と、第19条第2項中「100分の120」とあるのは「<u>6月に支給する場合には100分の162.5、12月に支給する場合には100分の167.5</u>」とする。</p> <p>※以下 略</p>	<p>※第1条から第5条まで 略 (給与条例の適用除外等)</p> <p>第6条 ※本文 略</p> <p>2 給与条例第18条の2第1項及び第19条第2項の規定の適用については、第18条の2第1項中「市長の定める職を占める職員」とあるのは「市長の定める職を占める職員及び特定任期付職員」と、第19条第2項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の165</u>」とする。</p> <p>※以下 略</p>	

[第1条関係]加賀市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(平成20年加賀市条例第39号)新旧対照表

現行	改正後(案)	備考
<p>※第1条から第5条まで 略 (期末手当)</p> <p>第6条 議長その他の議員で6月1日及び12月1日にそれぞれその日に在職するものに一般職の職員の例により期末手当を支給する。ただし、加賀市一般職の職員の給与に関する条例(平成17年加賀市条例第40号)第19条第2項中「100分の120」とあるのは、「<u>100分の162.5</u>」とする。</p> <p>※2 略</p> <p>※以下 略</p>	<p>※第1条から第5条まで 略 (期末手当)</p> <p>第6条 議長その他の議員で6月1日及び12月1日にそれぞれその日に在職するものに一般職の職員の例により期末手当を支給する。ただし、加賀市一般職の職員の給与に関する条例(平成17年加賀市条例第40号)第19条第2項中「100分の120」とあるのは、「<u>、6月に支給する場合には100分の162.5、12月に支給する場合には100分の167.5</u>」とする。</p> <p>※2 略</p> <p>※以下 略</p>	

[第2条関係]加賀市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(平成20年加賀市条例第39号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
<p>※第1条から第5条まで 略 （期末手当）</p> <p>第6条 議長その他の議員で6月1日及び12月1日にそれぞれその日に在職するものに一般職の職員の例により期末手当を支給する。ただし、加賀市一般職の職員の給与に関する条例(平成17年加賀市条例第40号)第19条第2項中「100分の120」とあるのは、「<u>6月に支給する場合には100分の162.5、12月に支給する場合には100分の167.5</u>」とする。</p> <p>※2 略 ※以下 略</p>	<p>※第1条から第5条まで 略 （期末手当）</p> <p>第6条 議長その他の議員で6月1日及び12月1日にそれぞれその日に在職するものに一般職の職員の例により期末手当を支給する。ただし、加賀市一般職の職員の給与に関する条例(平成17年加賀市条例第40号)第19条第2項中「100分の120」とあるのは、「<u>100分の165</u>」とする。</p> <p>※2 略 ※以下 略</p>	

[第1条関係]加賀市常勤の特別職の職員の給与に関する条例(平成17年加賀市条例第39号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
<p>※第1条から第3条まで 略</p> <p>第4条 期末手当の額は、特別職の職員の受けるべき給料月額にその給料月額に100分の40を乗じて得た額を加算した額に、加賀市一般職の職員の給与に関する条例(平成17年加賀市条例第40号)の適用を受ける一般職の職員の例による割合を乗じた額とする。ただし、同条例第19条第2項中「100分の120」とあるのは、「<u>100分の162.5</u>」とする。</p> <p>※以下 略</p>	<p>※第1条から第3条まで 略</p> <p>第4条 期末手当の額は、特別職の職員の受けるべき給料月額にその給料月額に100分の40を乗じて得た額を加算した額に、加賀市一般職の職員の給与に関する条例(平成17年加賀市条例第40号)の適用を受ける一般職の職員の例による割合を乗じた額とする。ただし、同条例第19条第2項中「100分の120」とあるのは、「<u>、6月に支給する場合には100分の162.5、12月に支給する場合には100分の167.5</u>」とする。</p> <p>※以下 略</p>	

[第2条関係]加賀市常勤の特別職の職員の給与に関する条例(平成17年加賀市条例第39号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
<p>※第1条から第3条まで 略</p> <p>第4条 期末手当の額は、特別職の職員の受けるべき給料月額にその給料月額に100分の40を乗じて得た額を加算した額に、加賀市一般職の職員の給与に関する条例(平成17年加賀市条例第40号)の適用を受ける一般職の職員の例による割合を乗じた額とする。ただし、同条例第19条第2項中「100分の120」とあるのは、「<u>6月に支給する場合には100分の162.5、12月に支給する場合には100分の167.5</u>」とする。</p> <p>※以下 略</p>	<p>※第1条から第3条まで 略</p> <p>第4条 期末手当の額は、特別職の職員の受けるべき給料月額にその給料月額に100分の40を乗じて得た額を加算した額に、加賀市一般職の職員の給与に関する条例(平成17年加賀市条例第40号)の適用を受ける一般職の職員の例による割合を乗じた額とする。ただし、同条例第19条第2項中「100分の120」とあるのは、「<u>100分の165</u>」とする。</p> <p>※以下 略</p>	

[第1条関係]加賀市一般職の職員の給与に関する条例(平成17年加賀市条例第40号)新旧対照表

現行	改正後(案)	備考
<p>※第1条から第19条の3まで 略 (勤勉手当)</p> <p>第20条 ※本文 略</p> <p>2 ※本文 略</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に_____100分の95(特定管理職員にあっては、100分の115)_____を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に_____100分の45(特定管理職員にあっては、100分の55)_____を乗じて得た額の総額</p> <p>※3から5まで 略</p> <p>※第21条から第27条まで 略</p>	<p>※第1条から第19条の3まで 略 (勤勉手当)</p> <p>第20条 ※本文 略</p> <p>2 ※本文 略</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の95(特定管理職員にあっては、100分の115)、12月に支給する場合には100分の105(特定管理職員にあっては、100分の125)</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の45(特定管理職員にあっては、100分の55)、12月に支給する場合には100分の50(特定管理職員にあっては、100分の60)</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>※3から5まで 略</p> <p>※第21条から第27条まで 略</p>	

別表第1(第3条関係)
行政職給料表
(単位：円)

職 員 の 区 分	職 務 の 級 号	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月 額							
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	1	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200	362,900	408,100
	2	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400	365,500	410,500
	3	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	323,700	367,900	413,000
	4	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	325,900	370,500	415,400
	5	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	328,100	372,400	417,300
	6	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	330,100	374,900	419,600
	7	152,800	206,000	240,800	275,200	302,200	332,300	377,200	421,700
	8	153,900	207,800	242,400	277,200	304,200	334,500	379,700	423,900
	9	154,900	209,400	243,500	279,200	306,100	336,400	382,100	425,900
	10	156,300	211,200	245,000	281,200	308,400	338,600	384,800	428,000
	11	157,600	213,000	246,600	283,100	310,600	340,600	387,400	430,100
	12	158,900	214,800	247,900	285,000	312,900	342,800	390,100	432,200
	13	160,100	216,200	249,400	287,000	315,000	344,600	392,500	433,900
	14	161,600	218,000	250,800	288,900	317,100	346,600	394,800	435,700
	15	163,100	219,700	252,100	290,800	319,300	348,600	397,000	437,700
	16	164,700	221,500	253,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700

別表第1(第3条関係)
行政職給料表
(単位：円)

職 員 の 区 分	職 務 の 級 号	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月 額							
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200	362,900	408,100
	2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400	365,500	410,500
	3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700	367,900	413,000
	4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900	370,500	415,400
	5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100	372,400	417,300
	6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100	374,900	419,600
	7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300	377,200	421,700
	8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500	379,700	423,900
	9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400	382,100	425,900
	10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600	384,800	428,000
	11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400	430,100
	12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100	432,200
	13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500	433,900
	14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600	394,800	435,700
	15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600	397,000	437,700
	16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700

17	165,900	223,200	255,000	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600	17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600
18	167,400	224,900	256,500	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400	18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400
19	168,900	226,500	258,200	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200	19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200
20	170,400	228,100	260,000	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900	20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900
21	171,700	229,500	261,600	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700	21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700
22	174,400	231,200	263,300	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200	22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200
23	177,000	232,800	264,900	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600	23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600
24	179,600	234,400	266,500	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100	24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100
25	182,200	235,400	268,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500	25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500
26	183,900	236,900	270,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800	26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800
27	185,500	238,300	271,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100	27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100
28	187,200	239,500	273,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300	28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300
29	188,700	240,700	275,300	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300	29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300
30	190,400	241,900	277,000	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000	30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000
31	192,200	242,900	278,800	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800	31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800
32	193,900	244,100	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500	32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500
33	195,500	245,400	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200	33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200
34	196,900	246,400	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000	34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000
35	198,400	247,600	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700	35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700
36	199,900	248,900	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300	36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300
37	201,200	249,800	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800	37	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800
38	202,500	251,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400	38	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400
39	203,700	252,300	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000	39	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000
40	205,000	253,600	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600	40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600

41	206,300	255,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100
42	207,600	256,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600
43	208,900	257,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000
44	210,200	258,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300
45	211,300	260,000	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600
46	212,600	261,200	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000	
47	213,900	262,500	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400	
48	215,200	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100	
49	216,300	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600	
50	217,400	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000	
51	218,400	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400	
52	219,500	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800	
53	220,600	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200	
54	221,600	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600	
55	222,500	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000	
56	223,500	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300	
57	223,800	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600	
58	224,600	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000	
59	225,400	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300	
60	226,100	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600	
61	226,800	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900	
62	227,800	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100		
63	228,600	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400		
64	229,400	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700		

41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100
42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600
43	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000
44	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300
45	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600
46	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000	
47	216,900	263,400	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400	
48	218,200	264,500	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100	
49	219,200	265,600	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600	
50	220,300	266,600	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000	
51	221,300	267,800	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400	
52	222,300	268,900	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800	
53	223,300	269,900	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200	
54	224,200	270,900	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600	
55	225,100	272,000	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000	
56	226,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300	
57	226,300	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600	
58	227,100	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000	
59	227,800	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300	
60	228,500	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600	
61	229,200	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900	
62	230,000	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100		
63	230,700	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400		
64	231,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700		

65	<u>230,100</u>	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000			65	<u>231,900</u>	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000		
66	<u>230,800</u>	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300			66	<u>232,500</u>	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300		
67	<u>231,700</u>	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600			67	<u>233,100</u>	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600		
68	<u>232,700</u>	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900			68	<u>233,800</u>	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900		
69	<u>233,400</u>	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100			69	<u>234,500</u>	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100		
70	<u>234,000</u>	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400			70	<u>235,100</u>	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400		
71	<u>234,500</u>	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700			71	<u>235,600</u>	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700		
72	<u>235,200</u>	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000			72	<u>236,300</u>	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000		
73	<u>236,000</u>	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200			73	<u>237,000</u>	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200		
74	<u>236,600</u>	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500			74	<u>237,600</u>	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500		
75	<u>237,200</u>	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800			75	<u>238,200</u>	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800		
76	<u>237,700</u>	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000			76	<u>238,700</u>	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000		
77	<u>238,400</u>	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200			77	<u>239,300</u>	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200		
78	<u>239,100</u>	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500			78	<u>240,000</u>	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500		
79	<u>239,800</u>	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800			79	<u>240,700</u>	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800		
80	<u>240,300</u>	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000			80	<u>241,200</u>	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000		
81	<u>240,800</u>	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200			81	<u>241,700</u>	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200		
82	<u>241,500</u>	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500			82	<u>242,300</u>	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500		
83	<u>242,200</u>	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800			83	<u>242,900</u>	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800		
84	<u>242,900</u>	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000			84	<u>243,400</u>	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000		
85	<u>243,500</u>	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200			85	<u>243,900</u>	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200		
86	<u>244,200</u>	292,400	339,500	378,200	391,300				86	<u>244,500</u>	292,400	339,500	378,200	391,300			
87	<u>244,900</u>	292,700	340,000	378,600	391,600				87	<u>245,100</u>	292,700	340,000	378,600	391,600			
88	<u>245,600</u>	293,100	340,400	379,000	391,800				88	<u>245,600</u>	293,100	340,400	379,000	391,800			

89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000				89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000			
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300				90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300			
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600				91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600			
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800				92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800			
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000				93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000			
94		294,900	342,600						94		294,900	342,600					
95		295,200	343,100						95		295,200	343,100					
96		295,600	343,500						96		295,600	343,500					
97		295,800	343,700						97		295,800	343,700					
98		296,100	344,100						98		296,100	344,100					
99		296,500	344,500						99		296,500	344,500					
100		296,900	344,800						100		296,900	344,800					
101		297,100	345,100						101		297,100	345,100					
102		297,400	345,500						102		297,400	345,500					
103		297,800	345,900						103		297,800	345,900					
104		298,100	346,300						104		298,100	346,300					
105		298,300	346,800						105		298,300	346,800					
106		298,600	347,200						106		298,600	347,200					
107		299,000	347,600						107		299,000	347,600					
108		299,300	348,000						108		299,300	348,000					
109		299,500	348,500						109		299,500	348,500					
110		299,900	348,900						110		299,900	348,900					
111		300,300	349,200						111		300,300	349,200					
112		300,600	349,500						112		300,600	349,500					

113		300,800	350,000						
114		301,000							
115		301,300							
116		301,700							
117		301,900							
118		302,100							
119		302,400							
120		302,700							
121		303,100							
122		303,300							
123		303,600							
124		303,900							
125		304,200							
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。
 ただし、第25条及び第25条の2に規定する職員を除く。

※以下 略

113		300,800	350,000						
114		301,000							
115		301,300							
116		301,700							
117		301,900							
118		302,100							
119		302,400							
120		302,700							
121		303,100							
122		303,300							
123		303,600							
124		303,900							
125		304,200							
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。
 ただし、第25条及び第25条の2に規定する職員を除く。

※以下 略

[第2条関係]加賀市一般職の職員の給与に関する条例(平成17年加賀市条例第40号)新旧対照表

現行	改正後(案)	備考
<p>※第1条から第19条の3まで 略 (勤勉手当)</p> <p>第20条 ※本文 略</p> <p>2 ※本文 略</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額、<u>6月に支給する場合には100分の95(特定管理職員にあつては、100分の115)、12月に支給する場合には100分の105(特定管理職員にあつては、100分の125)を乗じて得た額の総額</u></p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額、<u>6月に支給する場合には100分の45(特定管理職員にあつては、100分の55)、12月に支給する場合には100分の50(特定管理職員にあつては、100分の60)を乗じて得た額の総額</u></p> <p>※3から5まで 略</p> <p>※以下 略</p>	<p>※第1条から第19条の3まで 略 (勤勉手当)</p> <p>第20条 ※本文 略</p> <p>2 ※本文 略</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額、<u>100分の100</u> <u>(特定管理職員にあつては100分の120</u> <u>)を乗じて得た額の総額</u></p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の47.5</u> <u>(特定管理職員にあつては、100分の57.5</u> <u>)を乗じて得た額の総額</u></p> <p>※3から5まで 略</p> <p>※以下 略</p>	

※現行条例は、加賀市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(令和4年加賀市条例第35号。令和5年4月1日から施行)による改正後のもの

加賀市駅前広場条例(平成17年加賀市条例第191号)新旧対照表

現行	改正後(案)	備考
<p>※第1条・第2条 略 (行為の禁止)</p> <p>第3条 加賀市駅前広場(以下「駅前広場」という。)において、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。</p> <p>※(1)から(3)まで 略</p> <p>(4) <u>指定された場所以外</u>に自動車を停車し、又は駐車すること。</p> <p>(5) 大聖寺駅前広場にあつては、<u>指定された場所</u>に1時間以上駐車し、又は<u>指定された場所以外に車を駐車し、若しくは停車すること。</u></p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、駅前広場の使用及び管理に支障のある行為又は支障を及ぼすおそれのある行為をすること。</p> <p>(使用の許可)</p> <p>第4条 駅前広場を自動車運送事業その他特定の目的のために使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。使用を取り消し、又は許可に係る事項を変更するときも同様とする。</p> <p>※2 略</p> <p>※第5条 略 (使用料)</p>	<p>※第1条・第2条 略 (行為の禁止)</p> <p>第3条 加賀市駅前広場(以下「駅前広場」という。)において、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。</p> <p>※(1)から(3)まで 略</p> <p>(4) <u>あらかじめ市長が認める範囲外</u>に自動車を停車し、又は駐車すること。</p> <p>(5) 大聖寺駅前広場にあつては、<u>あらかじめ市長が認める範囲内</u>に1時間以上駐車すること(規則で定める場合を除く。)</p> <p>_____。</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、駅前広場の使用及び管理に支障のある行為又は支障を及ぼすおそれのある行為をすること。</p> <p>(使用の許可)</p> <p>第4条 駅前広場を_____特定の目的のために使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。使用を取り消し、又は許可に係る事項を変更するときも同様とする。</p> <p>※2 略</p> <p>※第5条 略 (使用料)</p>	

第6条 使用者は、別表第2に定める使用料を前納しなければならない。ただし、駐車場の使用料は、自動車を出場させるときに納付しなければならない。

※以下 略

別表第2(第6条関係)

使用料

区分		単位及び金額
大聖寺駅前広場	乗合乗用車専用駐車場	乗合乗用車1台につき1月6,820円とする。
加賀温泉駅前広場	乗用自動車専用駐車場	入場1回につき、初めの30分までは無料とし、30分を超え以後1時間(午後10時から翌日の午前6時まで)までごとに100円とし、24時間当たりの上限額を1,000円とする。ただし、駐車時間が24時間に満たない場合であっても駐車料

第6条 使用者は、別表第2に定める使用料を前納しなければならない。

※以下 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の別表第2の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の使用の許可に係る使用料について適用し、施行日前の使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

別表第2(第6条関係)

使用料

区分		単位及び金額

		金が1,000円を超えるときは1,000円とする。24時間を超える駐車時間については、24時間ごとに当該駐車時間(1時間(午後10時から翌日の午前6時まででは2時間)までごと)に100円を乗じた額(1,000円を超えるときは1,000円とする。)を加算した額とする。
駅前広場	その他の使用	加賀市道路占用料条例(平成17年加賀市条例第182号)の規定を準用する。

駅前広場	占用使用	加賀市道路占用料条例(平成17年加賀市条例第182号)の規定を準用する。

備考 タクシー待機場、バス乗降場、タクシー乗降場及び自家用車降場における自動車の乗り入れは、無料とする。

—